

関東地方整備局事業評価監視委員会（平成 19 年度 第 3 回）

議事録

河川事業

重点審議内容の選定

（中条委員）

八ツ場ダムの今回の評価事業対象にかかわらないことだが、ダムについて評価をする場合、治水と利水の両方の便益を持っており、これがそれぞれ別々に評価されているということがある。私はこの治水と利水は一体的に評価をすべきという考えである。基本的な経済学のテストでは、この二つをやった場合の便益が、二つをやった場合のコストをまず上回っているということの条件、もう一つは、これを単独にやった場合にそれぞれ OK、あるいは増分費用の部分を増分便益が上回っている。要するに、これだけをやった場合に、節約できる費用、それと追加的に発生する便益と、これがそれぞれの治水・利水で両方とも OK であるということが条件になる。

これはこの評価委員会で議論をすべき話ではなくて、評価マニュアルの方の話になるかと思うが、治水と利水を一体的に評価していくべきである。その点のことを今後、検討して頂きたい。

（西谷委員）

重点事業としては、八ツ場ダムとした。理由は、事業規模が 1 番大きいということである。八ツ場ダムそのものは、長年かかって苦労しながら、ここまでやっところぎつけたということだが、いろいろな事情もあり、再検討されて、現在の計画になっている。その辺の事情をもう一度説明して頂き、議論できればと考える。

（森地委員長）

今日、市民の方からご意見を頂いている。既に宛先が私と委員の皆様へととなっているので、皆様のところには事務局から配付をして頂いた。

なお、事業評価委員会の規約に従って、今日はモニターで傍聴を頂いており、また市民の方からのご意見をお知り頂いた上でご参考に忌憚のない審議をお願いしたい。

質疑応答

（西谷委員）

八ツ場ダムで河川の水量確保にかかわる便益の算定というところで、水がなくなったら補給して景観を確保するという話だった。ただ、自然のままだと、水がない時にはない、ある時にはあるということになっていることを、いつも同じような水を流している水辺が見える景観をつくろうとしているのか。

これに関して言うと、考え方が色々出てくるだろう。これは、ダムが本当に必要なことというのは利水と治水だと思う。本当に水がなくなり、瀬切れになって、生態系が危ういという時には補給しても大丈夫だと思う。しかし、それ以外の時に通水をする仕方がかなり、見た目ではなく、生態系に対する配慮が必要になる。この点についてはどのように考えたらいいか。

(事務局)

流量改善ということでは、吾妻渓谷を対象としています。吾妻川については、弱酸性の水が今、流れています。元々、特にこの吾妻渓谷の辺りは生物が少ないという状況があります。一方では、ダムができることにより、下流の河川の生態系がどうなるかということについては、非常に知見も高まっています。また、慎重な検討が必要であり、八ツ場ダムにおいても、下流の生物の委員会を立ち上げ、検討しています。

その状況なども参考にしながら、基本的に今、一定の水量を流すということで計画をしています。そして生態系といった面から追加的な対策が必要なのかということは、さらに検討を進めていきたいと考えています。

(西谷委員)

それは「検討してください」ということをお願いしないと。一定流量を流せばいいというようなものではないのでは？

(事務局)

一定の水を常に流すということではなく、変動、ダイナミズムということもあります。自然の流況に近いような水をつくり出すことによって、生態系上、良い環境をつくるという概念もあります。逆に言うと、水が少ない状況とは、この吾妻川沿川にずっと発電の導水管が多く張りついており、そこに吾妻川の水が非常に取水されていることによるものです。水が少ない状況が生まれているといった意味では、その状況も自然の状況ではなく、人工的な状況ということはありません。今回、ダムができてどうするかということについては、さらに検討が必要と考えています。

(西谷委員)

それは水利権の設定も含め、きちんと行えばよい話であり、あまりそれが理由として前面に出ると、本来の目的を見失うかもしれない。

(事務局)

そこは当然、見失わないようにします。

(一色委員)

CVM、WTPということについて、アンケート調査により支払意思額をベースに便益を計算されるということだが、当然プラスで出てくると思う。この数値の「基準値」とか、あるいはこのケースでいくと、平均レベルより上なのか下なのかとか、そういうことは見ていないのか。

便益額として金額が必ず出てくると思う。ゼロということでもないし、マイナスもないだろう。と言うのは、景観とは非常に主観的な部分があり、かなり難しい評価になるだろうと思う。数値化するにしても、入れれば、必ずプラスに働くということだろうと思う。そのあたりは「基準値」よりも上か下か、何かそのようなものでもあれば別だが、余りこのようなものを入れていくと、どうなのかなという気がした。

(事務局)

今日、示した内容は特に今回、工期の延長があり、前回の再評価時との比較が、まず一つのポイントと考えています。これについては前回のものを踏襲し、算出をさせていただきました。

「基準値」を何か用いてということについては、私どもやっているわけではありませんが、例えば、入り込みの観光客数や、沿川の居住者はどこまで範囲をとるのか等、色々、考え方があると思います。私どもとしては、入手できる情報、あるいは数字を用いて今回算出していますが、ご指摘のように、不特定に係る便益の算出の考え方については、今後も引き続き検討していきたい。

一方で、全体の便益の額から言えば、八ツ場ダムの場合、全体の便益 8,525 億円に対して、洪水調節に係る便益の方が非常に大きいという事情があります。決して不特定に係る部分の便益が小さいから、ないがしろにしていいということではありませんが、景観上の便益とは、全体に比べると非常に小さい割合にはなっていることを考える必要もあると思っています。これを今後、どのようにさらに精度を上げていくかについては、引き続き検討していきたい。

(進士委員)

私はランドスケープが専門なので、お二人が言われていることに少々、反論したい。景観は主観的であるとか、また川の本務は治水であるとの考えについては私も同感である。しかしながら、だからと言って景観的な価値を認めないということではないことだけ確認しておきたい。

景観の評価方法については、まだ定まっていないため、適切なデータを出して頂かないと判断ができないと思う。例えば、名勝吾妻峡の景観改善 155 億円とは、一体入り込み客を何人に見ているか。

(事務局)

入り込み客数については、吾妻郡における年間の入り込み客数であり、現在、概算の数字だが、700 万人と見えています。ただし、この数字については、大きいとのご意見もあります。

(進士委員)

いきなり C V M で出した数字だけで結論としてしまうから、理解がしにくい。入り込み数を出すべきである。

そして入り込み数が出ると、このような渓谷レベルであれば、常識的に観光の専門家から言えば、700 万人とはかなり大きいのではと思う。(私はランドスケープの重要性を言わなくてはいけないので敢えて言うが、) 入り込み数は出していくべきである。この点について、いい加減にしておく、景観などはどうでもいいとか、主観的ではないかと言われてしまう。

また、水があるときとないとき、これは実はランドスケープ・アセスメントという研究が行われており、風景の中に水面があるかないかで景観価値がどのくらい違うかという研究が行われている。

この場合は、本来は流れており、それをダムでとってしまったから少し返すという議論でいいか。

(事務局)

導水路(東電)が吾妻川沿いに張りめぐらされており、そこはかなり吾妻川の水が発電用にとられている状況です。元々、自然では水が流れていましたが、かなり少なくなっているという状況があります。

(進士委員)

(西谷委員が言われるように) 季節変動があり、風景の変化というのは、その季節変動もプラスに考えて良い。ただ枯れたままでは困るので、当然、水は流してほしい。景観維持用水ということをや玉川上水もやってきた。もちろん、それはエコロジカルにも意味がある。最低水量を確保するというと同時に、景観的な配慮も必要だということは、基本的には正しいと思う。この C V M は、それぞれ状況によって幾ら払うか、比較しているのか。

(事務局)

ここで用いているCVM、支払意思額の単価については、吾妻渓谷ではなく、他の近傍ダムにおいて同様の景観改善による支払意思額を調査したデータがあったので、それを用いています。

(西谷委員)

山の奥の方に行くと、瀬切れ、完全にもう水がなくなっている。発電のために取って、取った水を川に戻さず、また次の発電所という使い方をしているところが方々にある。それは、水利権の付け替えや水利権を更新する時に、きちんと直せば直る面もあるではないかということを知りたい。景観の価値を認めないわけではない。自然の流況をなるべく確保しながら、そのような河川管理もして下さいということ。

(磯部委員)

ハツ場ダムのB/Cについて、マニュアルに従って、河川(治水)分ということで総事業費4,600億に対してある割合を掛け算して、最終的に維持管理を含めて2,900億になっている。

これに対して治水効果を直接被害、間接被害で計算すると、8,500億ということか。

これは、それぞれの被害に確率を掛け算して積算したならば、それだけの金額になったということか。

また、河川(治水)以外の部分について、数値でなくて構わないが、どのような考え方で整理されるか。総事業費4,600億円に対して、54%の残りの45.4%については、どのような状況にあるのか。

(事務局)

基本的には再評価を行うという状況から言えば、私どもが事業者として責任を持ってやっている治水分についてB/Cを出していくというのが、従来の枠組みです。中条委員から実は事前説明の時にもそのようなご指摘を頂きました。利水分の便益を足し合わせた場合にどうなるかということについて、非常に粗い計算のため資料ではお配りしませんでした。試算しました。

治水による便益、これは先程の数字と異なっているのは、4,600億に対して現在価値化を行わないで出したらどうなるかということを出しています。また、利水については、湧水による被害軽減で、東京都による調査のデータを参考にそれを全体の開発量に広げると、どのような数字になるかということを出しました。5,609億円の便益が算出されます。

中条委員が言われていたことは、まず治水と利水合わせて考えたらどうなるかということでした。全体事業費が4,600億円に対して、治水・利水合わせるとB/Cが3.7とい

う数字になります。これは、現在価値化を行ってないので、厳密には正しい数字ではありませんが、このような数値にはなってくるということです。

一方で、治水と利水、単独で行った場合にどのくらいの費用になるかということについて、治水単独を目的としたダムとして建設した場合に幾らかかるかということを経算すると4,000億円という数字です。また、利水単独でダムをつくった場合、4,426億円という数字になります。それぞれに対して、治水、利水のそれぞれの便益を比較すると、やはり治水単独で行った場合でもB/Cが2.9という数字になり、利水単独で行った場合でも1.3という数字になります。

共同事業として行った場合はというと、現在、4,600億円の治水分と利水分で、それぞれ負担率があります。その案分をして再度こちらの便益とそれぞれ比較するとどうなるかということを経算をすると、それぞれ4.6とか、あるいは2.7という数字です。いずれにしても、B/Cの値としては比較的大きな値と言えらると思います。ただし、現在価値化を行った、さらに詳細な検討は必要と考えています。

(中条委員)

このプロジェクトの場合には、両方行った場合の便益が両方行った場合のコストを上回っている、それがまず条件である。もう一つは、治水だけを行った場合に発生する費用を、両方行った場合に発生する費用から引いた場合、その残りの部分というのは利水のためのものである。そのような計算になっているか？ 共通費の部分があるので、共通費の部分を二重に足す必要はない。それは全体の便益が全体の費用を上回っていればOKである。

ハツ場ダムの場合、治水の場合も利水の場合もかなり便益が大きい。したがって、余りこのような作業はしなくても良いが、場合によっては、利水だけだと共通費を配分してやると便益が費用を下回る場合がある。そのような場合でも、増分費用テストでやって通れば、私はそれでOKだという考えである。

(中条委員)

ハツ場ダムは、今の景観の話というのは確かに大事だが、全体の便益から見ると非常に小さい部分であり、ここが動いてもそれ程は変わらない。

しかし、霞ヶ浦は、便益の大部分がレクリエーション効果という形になっており、かつ、この導水路事業を行うことによって霞ヶ浦の水質が改善される程度は10%と書いてある。このCVM等で、レクリエーション効果とか、色々なことを計算された時、それは本当に10%の変化に対してどれだけ支払意思があるかというアンケートだったのか。または、霞ヶ浦がきれいになるという前提であれば、大分違うと思う。10%しか変化がなかった場合に、多分ヨットをやる人とかウインドサーフィンをやる人などはほとんど変わらない便益だと思うが、どうか？

(事務局)

導水単独での効果としては、COD換算で1割程度の改善について、今回のアンケートにおいては、「1割分きれいになったら」という聞き方ではありません。湖沼水質保全計画で、この導水事業以外にも下水道の整備や色々なものが相まって霞ヶ浦の水質をきれいにしていくという分の効果を見込める部分があると思います。その中で導水事業がどれだけ寄与するかということ、掛け算というか、寄与率を掛けることにより、霞ヶ浦導水としての便益として算出をしています。

寄与率とは正確な数字はありませんが、例えば湖沼水質保全計画でCODを4改善しますというシミュレーションがあったとします。そしてそのうち、導水のあり、なしでは、その分のうちのCODについては、導水事業によって1改善しますというのがあった場合、今回のCVMとかTCMで出てきた支払意思額などの単価に対して4分の1を掛け算したいという意味です。

(中条委員)

そうすると、CVM等々で調べた支払意思額というのは、この1,500億よりももっと大きな額だということになる。

(事務局)

算定すると、そういうことになります。その分の中での導水の効果分というか、それを案分して出しているということです。

(中条委員)

ただ、直観的に考えて、霞ヶ浦が10%水質改善したことにより、CVMも10%分だけ改善されるかということ、多分そのようなことではない。霞ヶ浦が非常にきれいになった時に人々は行動するのであり、10%の改善ではほとんど効果はないと見る方が普通ではないか。

(事務局)

当然湖沼、このような霞ヶ浦の水質を改善するということは、導水事業単独で達成されるということではありません。下水道とか、周辺の流入対策とか、あるいは湖内での浄化対策など、色々な対策が相まって初めて目指すべき目標を達成できていると思っています。ここでは、霞ヶ浦導水を対象として便益について算出をするということになるので、そのような割合を掛け算することで算出をしたということになります。

(進士委員)

10%というのはどこからどこかという、つまり、今、CODでどのくらいか。かつての隅田川みたいに真っ黒な状態を10%改善しても変わらない。ところが、かなりいい線まで来て、あと10%改善できたならば、本当に入ったり飲んだりできるというのでは、全然違う。等差では環境というのは変化しない。ちょっとしたところで大幅に良くなる。そういう考え方を持つべきである。

また、治水、利水を分けるという議論については、私は異論がある。それは、公共事業というのは何かということである。単独に治水だけのための施設というはあるのか。ダムというのは、もともと治水・利水をワンセットであり、ここからここまでは治水用の部分のコンクリートで、ここからは利水用ではないとは言えない。水は溜まっており、洪水があったら、それをキャッチして一気に流さないとならない。これは治水になるし、枯れたときには、水が溜まっているから使えるため利水である。したがって、分けて投資額を計算することができるものなのか。

公共事業というのは多面性を持っているはずである。それを全部個別の機能に分けて価値を出す。公共事業をどのように捉えるかである。

(中条委員)

治水と利水の話については、私はむしろ分けないで計算するべきだという考えである。そこは全く誤解である。

10%改善されたら、こんなによくなると、価値があると言うことはよく理解できるので、その点をご説明頂きたい。私は霞ヶ浦のことをそう知っているわけではないが、皆さんがこの10%の改善でこれだけ効果があるということを感じるならば、それはそれで良い。まさに隅田川が10%改善されても、あまり変わらないのではという感覚ではないかと思う。そこを、そうではないということを説明して頂ければ良い。

(西谷委員)

水質浄化を、那珂川の水を借りて、10%ぐらいということだが、もっと違うもう一つの方は流況調整というのがある。しかし、この問題に関していうと、霞ヶ浦というのは利根川水系に属すると思う。したがって、上流にダムができて少し安定した水になったら、霞ヶ浦も少し変えることもできるかも知れない。一方、流域変更して導水するということは、かなりの危険が伴い、反対もあるということをご存じだと思う。その時に、やはり水をきれいにするとしたら、自分の水系の中で努力をしなくてはならない。霞ヶ浦そのものがどういう形で周辺を浄化しようとしているのか。尚、足りないということで10%借りると言うのであれば、先程の進士委員の話のように効果が出る場所は一気に出てくるわけだが、基本的にはどのようになっているか？

(事務局)

一つの水系に着目をし、その流況を改善したいといった場合、色々な対策を考えられます。できるだけ、一つの水系の中だけでその問題を解決したいといっても、それでもまだ達成できないといった場合、今のような流況調整といった考え方もメニューに加えて、コストの面だとか、色々な要因から見て検討した結果、今の導水による方法がベストだと考えているところです。

(西谷委員)

「一番簡単だから」というように聞こえる。そうではなく、やはり浄化するとしたら、汚れた時間と同じぐらいかけてきれいにしないと、なかなかきれいにならないというのは既に経験している。隅田川の例等は、なかなかきれいにならなかったが、時間をかけてやるときれいになった。その時も、もちろん荒川や他のところの水を入れてきれいにしている。基本的にきれいにする努力というのはどのようにしているのかということ、随分前に1回、説明があった。多分メンバーはほとんど知らないと思うので、一度そのようなことも含めて説明をして頂ければ議論がしやすいと思っていた。

(河川部長)

霞ヶ浦については、水質、環境を改善をしたいということで、霞ヶ浦自体、湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼です。したがって、流域全体、あるいは関係者全体で努力をして、良い環境にしていこうということになっています。この時の議論された長期的な目標から言うと、『泳げる霞ヶ浦』あるいは『遊べる河川』を目指そうということです。それを目標水質で置きかえてみると、CODで5mg/L 台前半としていますが、これは、昭和40年代前半の『泳げる霞ヶ浦』というような、かつて湖水浴をやられていた時期、せめてこれぐらいの水質を目指していこうということになっています。

では、そのために何をするかというのは、下水道から農業排水、畜産排水の問題、そして廃棄物処理施設の整備等、これはすべて流域内の努力ということで取り組んでいこうとしています。しかし、このような取り組みを合わせていっても、やはり『泳げる霞ヶ浦』という目標に届きません。その中に浄化用水として導入をするものを入れると、この目標を達成していくことができるであろうと考え、この計画を立てるには、当然関係者、私ども国土交通省だけではなく、関係する茨城県、その他のところで保全計画全体を立て、その中で取り組んでいくとの位置づけにしています。

その中で霞ヶ浦導水が最後のものなのか、そしてそこで効果を把握するのが良いのか、もっと頭のところで把握するのが良いのか、それで計算すると、完成時期によって効果の数字は違ってくるとは思いますが、結局は、総体で下水道整備もなければやはり目標を達成できません。また、この導水事業もなければ目標を達成できない。一つが欠けると、やはり目標に届かないということで、この全体のプランができているということです。

ですから、もし可能であれば、保全計画全体の投資効果のようなものが算定できれば、それはそれで一つのものですが、例えば下水道ですと、その投資というのは環境改善だけではなく、生活環境もよくします。生活環境をよくすることと、それから水質を保全する、二つの目的を持っておりますから、今度は下水道の中でその要素を分離しなくてはというような問題が出てきます。したがって手法として、今、全体をそのようにする良い手法があるのかということころは、まだまだ課題になっていると思います。今のご質問に関して言えば、このように全体の枠組みで取り組んでいます。

ちなみに、先程、隅田川の水質がよくなったとの話がありました。一時、確かに臭いし、人も近づかないという川でしたが、今や水上バス等が走って、100万人以上が利用している川になりました。これはもちろん下水道の整備というものが相当進んだということもありますが、浄化用水もここには入ってきております。この浄化用水はどこから来ているかと申しますと利根川からです。ちなみに、隅田川は元々、荒川水系です。元々の荒川の下流部が今の隅田川です。先行する事例の隅田川についても、やはりその必要性から他の流域の力を借りてきて、良い環境を取り戻したという例になっています。

(笠委員)

残存価値とは、法定耐用年数は50年以上あるので、評価期間の50年が終わった時点でも、ダムとしての用途としてまだ一定の額があるという意味なのか。そうすると、法定耐用年数に達した時点で、非常に大型の老朽施設が残ることになるだろうと思うが、これらはどのような形で算定されることになるのか、説明頂きたい。今の時点では、そういう事例はまだないのか。法定耐用年数に達して、それをどう取り扱うのか併せて教えて頂きたい。

(河川部長)

この費用対効果で効果の方を便益が発現してから50年間を算定するという基準になっています。実際、ダムが使える年数から言うと100年、あるいはもっと使えると言われます。その間、維持管理していく費用は、維持管理コストが毎年かかっていくであろうということで見込んでおります。なおかつ、今、施策的な方向としては、ダム自体の堤体のコンクリートの部分が、100年たってだめになるということではなく、むしろだんだん土砂がたまってきて、機能が当初の目的どおりに発揮できなくなってくる、そういうようなことが想定をされます。それにつきましては、多分来年度から事業化がされていくと思いますが、そのような時に皆で代替で使うダムの容量、溜められる容量をつくっておく。そして、あるダムについては一時効果を発現するのを休んで、干し上げて掘削をする。そうすると非常に安価に掘削ができるので、そのようなことでダムの機能回復を

図っていくというようなことで取り組んでいこうとしています。方向としましては 100 年、200 年、もっと長く、そのような維持管理をしながら使っていくということで取り組んでいくという考え方でいます。

(森地委員長)

市民の方から意見書を頂いている。これについて既にお答え頂いた部分もあるが、答えて頂いていない部分があれば、ご説明頂きたい。

(河川部長)

今、意見書自体はこの場で見たので、全部にお答えするというようなことにはならないかと思えます。基本的な話をさせて頂きますと、まず治水という面については、これは手続的に言うと、計画の根本の河川整備基本方針というものをまず立てなさいということになっております。これについて、河川分科会で審議をして頂き、既に決定をされております。そのような意味で言えば、法に基づいたきちとした手続を持ち、この計画の規模なり、あるいは流量はどの程度想定するのか、あるいは河道でどの程度分担すべきというような議論はされています。

ちなみに、200 年に 1 回とかいうのが非常に大きいのではないかというようなご意見も書かれています。世界的に見ると、むしろ 200 年に一遍とは大きな数字ではない。世界の大河川では、むしろ 500 年に一遍とか、1,000 年に一遍とか、オランダの干拓堤防ぐらいいになると 1 万年に一遍とか、そのようなオーダーの外力に対して安全であるようにと、考えられています。

なお、治水についてつけ加えると、将来、温暖化をしたときに、この外力自体がどう変化をするか。方向としては、例えば台風は大型化していくであろう、またそれから 1 回に降る、洪水の時にまとまって降る雨の量は 1 割、2 割ふえるであろうというようなことが言われています。そのようなことは考慮していないので、将来、そのように外力の方が少し大きくなっていくということになると、今、200 年に 1 回ということ想定しているが、気象要因の変化によっては、もっと頻繁に起こるように自然環境の方が変わってしまうということもあるかもしれません。

それから、水利用につきましては、二つのことがあろうかと思えます。一つは、水の利用の中にはいずれの事業についても、八ッ場ダム、あるいは霞ヶ浦導水、湯西川ダムを水源として安定をさせて水利用をしていこうということで利水が既に始まっております。もうその効果を見込んで水を使わざるを得ないという状況になっているということです。二つ目は、その状況の中で、水の環境というのは毎年で、雨が多く降る年、少ない年があり、非常に変化します。したがって、非常に雨が多く降った年は、それほどダムに頼らなくても水は手当をできるが、逆に雨の少ない年には、ダムの力を借りないとなかなか安定的な水の供給はできないということです。

これについては、先週、利根川・荒川水系については水資源開発基本計画という、水利用の基本をどうするかという計画が、水資源分科会でご議論を頂き、計画案がつくられております。そこでは水利権のような形で整理をされている利根川の安全度は必ずしも高くないということです。水利権というものと比較して水源がどうであろうかということと、最近 20 年間の実際の雨の状況から来る川の流出の状況、これを踏まえて計算をした時に、20 年間で 2 番目 10 年に 1 回と言っても良いのかも知れないが、この状況であれば、どれぐらいの供給能力に実際なっているであろうかと。今、日本全体では、おおむね 10 年間に一遍起こるぐらいの渇水に対処するような水の安定性を求めているということになっています。その計画の 20 年で 2 番目というもので比較したもので見ますと、大体今回ご説明します水源施設というものがあり、将来のこういう需要動向も踏まえて計算をしてみても、大体それでバランスするぐらいであろうということです。そちらの分科会で一応案が整理をされたという状況になっております。

その他もあります。基本的な目的の治水ですとか利水ですとか、そのようなことについては、私どもとしては、必要性は十分にあると認識をしております。

それから、最後にもう一点だけ言えば、これらの事業についてはいずれも関係の自治体、あるいはユーザー等から、ぜひ早く進めてほしいと要望されております。ハツ場ダムについても、地元からは工期が延びるということに対しては、むしろ遺憾であり、早く進めて欲しいとのご意見を頂いているをしている状況です。地元関係者からは、全般的に言えば、早く効果を発現して欲しいということで望まれている事業であると考えています。

(森地委員長)

霞ヶ浦の導水による浄化効果、ここも同じように理解してよろしいか。

(河川部長)

霞ヶ浦の浄水による浄化効果については、先程の湖沼の水質保全、これは茨城県でも色々シミュレーションされ、計算がなされており、その効果の見積もり等をされております。これは当然導水による水量の効果、それから、栄養塩等が湖沼ですと内部生産をするというような効果、それらを反映したモデルで計算されています。霞ヶ浦導水については、湖沼は COD で一応見積もることになっているが、COD の改善効果でいうと 0.8 というような数字が出ています。これは、私どもの見積りだけではなく、湖沼水質保全計画を立てた時のモデルの見積りでも同様な結果になっているということです。効果はあるというように分析をされていると認識しています。

(西谷委員)

資料中にはハツ場ダムの建設サイト周辺での生活再建云々のところで 205 世帯から 134

世帯に減ったとある。そのために宅地造成の計画を見直したということだが、これはどのような理由か。例えばここで生計を立てている人が外へ出て行かなくてはならなかったのか、あるいは、サラリーマンだったのでここにいる必要がなくなった、ということと出ていくとか、色々な理由はあると思う。これはどのようにになっているか、簡単に説明頂きたい。

(事務局)

私どもとしても、住民の方々と話をさせて頂いている中で、特によく言われることでもあります。やはりこのダム事業に時間がかかってしまっているということがあります。その時間がかかっているということに伴って代替地への移転をあきらめられた方というのはかなりおられると思います。それは私どもとしても、本当に真剣に重く受けとめなければいけないことと考えております。高齢化して、農業を続けないとかいう方もおられるかと思えます。

(森地委員長)

それでは、色々方法論とか、あるいは情報の提供の仕方についてご意見は頂いていますが、これについてはまた次回以降検討して頂くということで、今回のプロジェクトの対応方針については承認するという事でよろしいでしょうか。

——— ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

(進士委員)(思川開発事業について)

東大芦川ダムを中止したので、こちらが機能を増強しなくてはいけなくなったということか？

(事務局)

栃木県のダムを中止したということは一つ経緯としてあります。その時に色々、代替案は考えて頂いたようだが、国に対する要望として、南摩川の方に何とかその代替機能をとというような話があり、その関係で、今回、南摩川にその機能を代替させようという形になったということです。

(進士委員)

それで 1.8 が 4.6 に、2 倍か 3 倍能力アップすると。当然費用もかかると思う。県が自分の仕事をやめて国にお願いすれば、それで良いのかはよくわからない。同じ国民の税金だから共通かもしれないが、母集団が違うように思ったのが、素朴な疑問である。それをどう考えるかというのが一つである。

もう一つは、説明の時にこういう意見が出ていても、これと関係なく、皆、B / C だけ

に説明を一貫しておられる。このような意見は、きちんとしたデータに基づいて言っているのであれば、それについては説明すべき。補足して頂いた方が良いのではないか。本来、それを込みにして説明すべき。

(事務局)

県の方で東大芦川を止めて代替で移ったわけです。こちらについては、当然増嵩分の費用は栃木県の方をお願いすることになります。そのようにしないと、非常に不合理であり、したがって、費用負担の割合は変わっております。

(森地委員長)

利水の方はやりとりがよく理解できたが、治水についても、河川の奥行きが深い方の大芦川と黒川、その水をこちら側に溜めてということで大丈夫なのか。

(事務局)

東大芦川ダムについては、本来3つの目的を持っていました。治水と利水の正常な機能の維持と、水道用水です。このうち治水については、河道改修で県がその代替案で対応します。水道用水と、いわゆる不特定については、南摩、思川開発事業で代替するといった計画になっています。

(森地委員長)

意見書について何かあれば。

(理事)

内容について直ちに、どのような趣旨かということもよくわからない部分がありますので、これは後でまた検討させていただきます。

また、利水者の方から、非常に不安定取水なものですから、ぜひ早くつくってほしいという要望が先日もありました。私どもとしてはなるべく早期につくりたいと考えています。

(森地委員長)

そのほか、よろしいでしょうか。それでは、水資源機構の事業に対する審議については以上でよろしいでしょうか。

それでは、特にご意見はないようですので、この水資源機構の事業について継続をして頂くということで、対応方針についても承認するというところでよろしいか。

——— ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

本日の審議事項は以上です。どうもありがとうございました。

その他

次回、第4回につきましては、年明けの1月23日（水曜日）、15～18時予定。

河川事業・・・西谷委員、岩崎政明委員

道路事業・・・森地委員長、岩崎美紀子委員

港湾事業・・・磯部委員、中条委員

営繕事業・・・秋山委員、山岸委員

以上